

3/29日

## 原発、国は方針変更を

無職

77 (神戸市垂水区)

日本原子力発電の東海第2原発(茨城県東海村)の

運転差し止めを周辺住民らが求めた訴訟で、水戸地裁は運転差し止めを命じる判決を出した。重大事故に対する実効性のある避難計画が整えられておらず、住民の安全が確保されていないとの判断が示されたが、避難計画の不備だけを理由に

原発の運転を禁止する初の司法判断。今後の原発訴訟

に影響を与えるだろう。

原発の安全対策は国際原子力機関の考え方を採用。避難計画としては現在、半径30キロ圏内に位置する自治体が策定を求められているが、首都圏唯一の原発である東海第2原発の30キロ圏内の住民は約94万人に上る。

過酷事故が起きれば100万人近い住民が避難しなければならぬ。見方を変えれば、これだけの人が苦難

を強いる恐れを有する施設が原発だということだ。

そんな危険な施設をなくせば、避難する必要もなくなる。国は原発稼働の方針変更を決断すべきだ。自然災害は人間の手に負えない面があるが、原発による災害は人間の手でゼロにできるのだ。